

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和5年2月27日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200034号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2200006号

第1 結論

- 1 請求者のA社における令和2年1月10日の標準賞与額を2万円に訂正することが必要である。

令和2年1月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年1月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和2年1月10日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から3万1,000円に訂正することが必要である。

令和2年1月10日の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和2年1月10日

請求期間においてA社から賞与が支給されたが、A社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 A社が保管する請求期間に係る給料台帳によると、請求者は、A社から3万1,000円の標準賞与額に相当する賞与(31,430円)の支払を受けていることが確認できる。

また、請求期間の賞与に係る厚生年金保険料について、前述の給料台帳には給与と賞与に係る厚生年金保険料が区別なく記載されており内訳は不明であるが、A社

が保管する請求期間の前後の期間に係る給料台帳の厚生年金保険料控除額を検証した結果、2万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料（1,830円）を事業主により請求期間の賞与から控除されていることが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、請求期間及び請求期間の前後の期間に係る給料台帳により推認できる厚生年金保険料控除額から、2万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年1月10日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効（2年）により消滅した後の令和4年10月7日（受付）に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年1月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 A社が保管する請求期間に係る給料台帳によると、請求者は、A社から上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求期間の標準賞与額を3万1,000円とすることが必要である。

なお、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200037号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第2200008号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成26年1月10日は27万3,000円、令和2年1月10日は34万円に訂正することが必要である。

平成26年1月10日及び令和2年1月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成26年1月10日及び令和2年1月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和2年1月10日の標準賞与額を、上記1の訂正後の標準賞与額から34万3,000円に訂正することが必要である。

令和2年1月10日の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成26年1月10日
② 令和2年1月10日

請求期間①及び②においてA社から賞与が支給されたが、A社は当該賞与に係る厚生年金保険料の徴収権が消滅した後に届出を行ったため、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっている。請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、A社が保管する請求者に係る平成26年分の源泉徴収簿及び請求期間②に係る給料台帳によると、請求者は、A社から請求期間①は27万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(273,000円)、請求期間②は34万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(312,000円及び31,430円)の支払を受けていることが確認できる。

また、請求期間①の賞与に係る厚生年金保険料について、前述の源泉徴収簿及びA社が保管する請求期間①の前後の期間の賞与に係る給料台帳によると、28万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(23,968円)を事業主により請求期間①の賞与から控除されていることが推認できる。

さらに、請求期間②の賞与に係る厚生年金保険料について、前述の給料台帳によると、31万2,000円の賞与については32万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(29,280円)を控除されていることが確認でき、3万1,430円の賞与については給与と賞与に係る厚生年金保険料が区別なく記載されており内訳は不明であるが、A社が保管する請求期間②の前後の期間に係る給料台帳の厚生年金保険料控除額を検証した結果、2万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(1,830円)を控除されていることが推認できることから、合わせて34万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料(31,110円)を事業主により請求期間②の賞与から控除されていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①の標準賞与額については、前述の源泉徴収簿により確認できる賞与支給額から27万3,000円、請求期間②の標準賞与額については、請求期間②及びその前後の期間に係る給料台帳により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から34万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成26年1月10日及び令和2年1月10日の請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効(2年)により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成26年1月10日及び令和2年1月10日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間②について、A社が保管する給料台帳によると、請求者は、A社から上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を超える標準賞与額に相当する賞与の支払を受けていることが確認できることから、請求者の標準賞与額を34万3,000円とすることが必要である。

なお、請求期間②の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 四国(受)第2200035号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第2200007号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和26年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年3月から昭和45年9月まで

私は、昭和42年3月に中学校を卒業と同時に、B市C区DにあったA事業所(昭和45年9月1日からE社)に集団就職し、同事業所が運営していたFという屋号の店舗で、昭和45年9月まで約3年半勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録がないので、調査の上、請求期間を同被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「昭和42年3月に中学校を卒業と同時に、B市C区DにあったA事業所に集団就職した。」旨主張しているところ、請求者が保管するG町立H中学校の卒業後の進路に関する回答書によると、当該中学校は、「卒業名簿にて、請求者が昭和42年3月11日にI中学校(統合により、現在は、H中学校)を卒業していることを確認した。同名簿の「卒業当時方向」の欄にはB市C区DA事業所と記載されている。」旨回答していること、及び請求期間において同事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚が請求者を記憶していることから、期間は特定できないものの、請求者が中学校卒業後に同事業所に勤務したことがうかがえる。

しかしながら、E社の総務担当者は、「請求期間当時の資料は何も残っていないので、A事業所で請求者の給与から厚生年金保険料を控除していたかは不明である。」旨陳述していることから、請求者の同事業所での厚生年金保険料控除について確認できない。

また、請求者は、「請求期間当時、A事業所には従業員が40名ぐらい勤務していた。」旨陳述しているところ、同事業所に係る事業所別被保険者名簿によると、請求期間における各月の厚生年金保険の被保険者数は、11名から18名までであることが確認で

きる上、請求期間の一部の期間において店長だったとする同僚は、「厚生年金保険には加入できる者と加入できない者がいた。」旨回答していることから、同事業所では全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、請求者が姓のみを挙げたA事業所の同期の同僚と思われる5名のうち、4名の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、入社して約1年後の昭和43年3月1日又は同年7月5日になっていることが確認でき、1名は同事業所に係る同被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の事業所別被保険者名簿において、請求期間に請求者の氏名等は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番はない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。